

図表1-4-1 ▶ユニバーサルサービス制度の概要



出所：総務省 情報通信審議会 ユニバーサルサービスワーキンググループ第1回会合「ユニバーサルサービスの在り方について」(令和6年1月31日)

1985年のNTT発足以来、20年にわたる競争の中で、固定電話の料金体系は大きく変化した。

### (3) ユニバーサルサービス制度の導入

NTT法において、NTTには「国民生活に不可欠な電話役務を日本全国あまねく提供する」責務が課されてきた。これは民営化後もNTTが背負ってきたミッションだが、都市部等の採算地域において競争が進展する中で、NTT東西の自助努力だけではユニバーサルサービスの維持が困難になり、不採算地域においては利用者の利便性を確保できないおそれが生じた。こうした状況を受けて、2002年6月のユニバーサルサービス制度の導入により、電話事業者間で赤字地域コストを分担する枠組みがつけられた(図表1-4-1)。

その後、時代の変化を受けて、「テレワーク、遠隔教育、遠隔医療等を継続的・安定的に利用するうえで不可欠なブロードバンドサービスを原則として日本全国どこでも利用可能にする」ため、2022年5月に成立した改正電気通信事業法において、ブロードバンドサービスについてもユニバーサルサービスに位置付けられた。なお、ブロードバンドサービスのユニバーサルサービス制度の創設にあたっては、4G等の携帯ブロードバンドサービスについても対象とすべきかの議論が行われたが、「少なくとも現時点においては、テレワーク、遠隔教育、遠隔医療等を継続的・安定的に利用するための手段としては、必ずしも十分でない場合があること」「新たな交付金制度の対象としなくとも、事業者間の競争を通じた自主的な取り組みにより、全国的

なサービス提供が確保されると想定されること」を理由にユニバーサルサービスの対象とはならなかった。

また、NTT法の見直しの議論を受け、2025年5月に成立したNTT法及び電気通信事業法等の改正により、電話及びブロードバンドのユニバーサルサービス制度に対して、最終保障提供責務<sup>11</sup>が新設された(ユニバーサルサービスとNTT法の見直しの議論の詳細については第4章第1節5項で解説する)。

11 他事業者が提供していない地域において利用希望者に対し提供する責務。